

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国
との間の協定

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定

日本国政府及びイスラエル国政府は、日本国及びイスラエル国（以下「両締約国」という。）に代わつて、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になつていていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識して、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が、関係法令に従つて形成する全ての種類の資産であつて、直接又は間接に所有し、又は支配するものをいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vii) 知的財産権及びのれん
- (viii) 特許、免許、承認、許可及び法令又は契約によつて与えられる類似の権利（天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix) 他の全ての資産（動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈 この条において、投資財産には、次のものを含まないことが確認される。

(i) 公債

(ii) 次のもののみから生ずる金銭債権

(A) 一方の締約国の中にある国民又は企業による他方の締約国の中にある国民又は企業に

対する物品又はサービスの販売のための商事契約

(B) (A)に規定する契約に基づく商業取引に関連して与えられる信用

「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中又は地方の政府又は当局と他方の締約国の中の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の中にある企業であるものとの間の書面による合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠す

るものをいう。

注釈 書面による合意とは、書面による合意であつて、両当事者により作成され、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許、特許又は承認）のみをもつて、又は政令、命令若しくは判決のみをもつて、書面による合意であるとはされない。

(ii) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

(c) 「締約国の投資家」とは、次の(i)又は(ii)に規定する者であつて、他方の締約国の領域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

- (i) (A) 日本国については、日本国の国民であり、かつ、イスラエル国の国民でない自然人
- (B) イスラエル国については、イスラエル国の国民又は永住者であり、かつ、日本国の国民でない自然人

(ii) 締約国の企業

(iii) (i)(A)の規定にかかわらず、日本国の国民であり、かつ、イスラエル国の永住者である自然人は、申立人とはならない。

(d) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社

団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e) 「締約国の企業」とは、次の(i)及び(ii)の規定の双方に該当する企業をいう。

(i) 締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されるもの

(ii) 当該締約国の領域において実質的な事業活動を行っているもの

(f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g) 「領域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従つて主権的権利又は管轄権を行使する

排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii)

イスラエル国については、イスラエル国の領域（領海を含む。）並びに大陸棚及び排他的経済水域であつて、イスラエル国が国際法及びイスラエル国の法令に従つて主権、主権的権利又は管轄権を行使するものをいう。

「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(k) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(l) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(m) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(p) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(q) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(r) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(s) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(t) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、二十年に改正された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条 内国民待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対

し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第三条 最恵国待遇

- 1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 この条に規定する待遇には、国際協定又は締約国と第三国の投資家若しくはその投資財産であつて当該締約国の領域にある企業であるものとの間の書面による合意に規定する定義及び国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。
- 3 1の規定は、一方の締約国が、この協定の効力発生の日の前に効力を有していた二国間又は多数国間の国際協定に基づく待遇に伴う利益を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 4 1の規定は、一方の締約国が、現行の又は将来における関税同盟、経済同盟若しくは通貨同盟、自由貿易地域又はこれらに類する事項を内容とする国際協定であつて、当該一方の締約国が当事国であるもの又は将来当事国となるものに基づいて与える特惠的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与

えることを義務付けるものと解してはならない。

第四条 一般的待遇

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に對して申立てをする権利に關し、当該他方の締約国の投資家に對し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いづれの一方の締約国も、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に關し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

- (b) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。
- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (f) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること（貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われるものと除く。）。
- (h) 当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制す

る場合に限る。

- (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額
- (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

注釈 この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

- (i) 自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (j) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
- (k) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(l) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

2 いづれの一方の締約国も、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項の要求に従うことを求めることを1の規定により妨げられるものではない。

- (a) 1(a)から(e)までに規定する事項以外の事項
- (b) 自国の領域において生産拠点を設け、サービスを提供し、若しくは取得し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うこと。
- (c) 1(a)及び(b)に規定する事項。ただし、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要な物品の内容に関し、輸入締約国が要件を課する場合に限る。
- 3 1(g)及び(h)の規定は、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(g)及び(h)に規定する事項の要求を課する場合又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用されない。
- 4 この条の規定は、締約国が約束、履行若しくは要求を課していない場合又はそれらを求めていない場合において、私人間における約束、履行又は要求を強制することを妨げるものではない。
- ### 第七条 経営幹部及び取締役会
- 1 いづれの一方の締約国も、自国の企業であつて他方の締約国の投資家の投資財産であるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部又は上級役員に任命することを要求することができない。

2 1の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国は、自国の企業であつて他方の締約国の投資家の投資財産であるものに対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数又はこれを下回る数が特定の国籍を有すること又は当該一方の締約国の領域内の居住者であることを要求することができること。ただし、次の(a)及び(b)の条件が満たされる場合に限る。

- (a) その要求により、自己の投資財産を支配する当該投資家の能力が実質的に妨げられないこと。
- (b) その要求によつて求められる当該取締役会又は委員会の構成員の国籍が当該他方の締約国と外交関係を有していない第三国のものでないこと。

第八条 適合しない措置

1 第二条、第三条及び前二条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国の中中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附屬書Iの締約国の表に記載するもの
- (b) 締約国地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置
- (c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（この協定の効力発生の日における当該措置と第二条、第三条及び前二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条、第三条及び前二条の規定は、締約国が附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、附属書IIの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Iの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合において、他方の締約国の要請があつたときは、その要請の後できる限り速やかに当該他方の締約国に対し当該措置の性質に関する情報を提供するものとし、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に討議を行う。

5 各締約国は、附属書I及び附属書IIの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃する可能性

を検討するため、当該適合しない措置を隨時見直すことの重要性を認める。

6 第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条、第三条及び前二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

8 両締約国は、この協定の効力発生の時に存在しなかつた新たな分野が、この協定の効力発生後にいかかの締約国において生じ、これに伴い当該締約国がこの協定の附属書の改正を求める場合において、当該締約国による要請があつたときは、附属書の改正のための討議を両締約国間で直ちに行うこととする旨の了解を確認する。

9 両締約国は、第二十八条3の規定によるこの協定の附属書の改正を検討するに当たり、両締約国の投資家の投資財産に対する当該改正の影響を考慮する。そのような影響がない場合には、両締約国は、当該附属書を改正するために直ちに討議を開始する。

10 両締約国は、初級又は中級の従業員に対する国籍又は居住に関する要求であつて、両締約国の法律の無差別な適用によつて課され、又は強制されるものは、第二条、第三条又は前条の規定に適合しない措置とはみなされない旨の了解を確認する。

11 両締約国は、出入国管理若しくは移住に係る事項、一方の締約国の自然人による他方の締約国の領域への入国若しくはその領域における一時的な滞在を規律する措置又は自然人の移動についてこの協定が適用されない旨の了解を確認する。

第九条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び裁判所の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共

の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第十条 特別な手続及び情報の要求

1 第二条のいかなる規定も、一方の締約国が自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続（登録の要件に従うこと、当該投資家が当該一方の締約国の居住者でなければならぬとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

2 第二条及び第三条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該情報のうち秘密のものについては、当該他方の締約国の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十一条 収用及び補償

- 1 いづれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。
 - (a) 公共の目的のためのものであること。
 - (b) 差別的なものでないこと。
 - 2 から4までの規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
 - (d) 一方の締約国の国内法令に定める手続及び国際的に認められている基本的な規則に従つて実施することのであること。
 - (e) 影響を受ける投資家が、当該収用を行う締約国の法律に基づき、当該締約国の司法当局その他の独立した当局により、当該収用の合法性及び自己の投資財産の評価に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受ける権利を有すること。
- 2 補償は、収用が公表された時の直前又は収用が行われた時の直前のいづれか早い方の時における収用さ

れた投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

4 支払は、自由利用可能通貨で行われるものとし、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権の使用に関する締約国の許諾については、適用しない。

第十二条 損失又は損害に対する補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3 いずれの一方の締約国も、第十五条2の規定に従つてとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十三条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域にある当該投資家の投資財産に関する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の事項の承認を行う。

- (a) 当該支払の前提となつた、当該投資財産に関する当該投資家の権利又は請求権を当該一方の締約国又はその指定する機関へ移転すること。
- (b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権行使する権利を有すること。

2 一方の締約国又はその指定する機関は、いかなる状況の下においても、次に掲げる待遇又は支払について、1に規定する投資家がこの協定に基づき投資財産に関して受ける待遇又は支払と同一のものを受ける権利を有する。

- (a) 1に規定する移転によつて取得した権利及び請求権に関する待遇
- (b) (a)に規定する権利及び請求権に基づく支払

第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入

- (e) 当該一方の締約国の領域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
 - (f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払
 - (g) 紛争の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
 - (c) 刑事犯罪
- (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に
関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

注釈 この例外には、環境に関する措置であつて、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含む。

(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいづれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置

を含む。

- (i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

- (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置
 - (e) 有限天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない。）の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。
- 2 第十二条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。
- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 國際的又は非國際的な武力紛争の時その他の自国内又は國際關係における緊急時にとる措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は國際協定の実施に関連してとる措置

(b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

第十六条 一時的なセーフガード措置

1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じていて場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。
- (b) 國際通貨基金協定に適合するものであること。

1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

- (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を適用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用する制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十七条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十八条 知的財産権

1 両締約国は、貿易関連知的所有権協定に基づく権利及び義務を認め、並びに知的財産の保護に関する制

度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに相互に協議する。一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしているとその協議において認められる要因を除去するために、その協議の結果に基づき、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する現行の又は将来における二国間又は多数国間の協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。ただし、当該一方の締約国が貿易関連知的所有権協定に従うことを条件とする。

第十九条 租税に係る課税措置

1 この章のいかなる規定も、3に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置について義務を課するものではない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第四条、第五条、第九条及び第十二条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

第二十条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全、環境及び労働基準に関する自国の国内法令の緩和を通じて他方の締約国の投資家及び第三国投資家による投資活動を奨励することが適當でないことを認める。

第二十一条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものを第三国投資家が所有し、又は支配しており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
- (b) 当該第三国又は当該第三国投資家が、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることによ

り当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十二条 逸脱の禁止

この協定のいかなる規定も、両締約国の投資家の投資財産及び投資活動についてこの協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える次のものに影響を及ぼすものと解してはならない。

- (a) いずれか一方の締約国の法令、行政上の慣行若しくは手続又は行政上若しくは司法上の決定
- (b) 両締約国間において効力を有する国際協定に基づく義務
- (c) いずれか一方の締約国の投資家が行う投資に関して他方の締約国が義務を負うこととなつた場合に

は、当該義務

第二章 紛争解決

第二十三条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する他方の締約国との紛争に關し、外交上の経路を通じて、協議のための適當な機會を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、当該紛争の通告から六箇月の期間内に1の規定による外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、仲裁委員会に決定のため付託する。

3 この条に別段の定めがある場合又は両締約国間の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁委員会の手続については、UNCITRAL仲裁規則を準用する。ただし、両締約国は、準用されるUNCITRAL仲裁規則を修正することができるものとし、4の規定に従つて任命された仲裁委員は、両締約国が合意する場合には、準用されるUNCITRAL仲裁規則を修正することができる。仲裁委員会は、自己の規則及び手続を定めることができる。

4 各紛争当事国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する文書を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であつてもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。全ての仲裁委員は、両締約国と外交関係を有している国の国民とする。仲裁委員会の仲裁委員の任命に関する他の事項については、三人の仲裁委員で構成される仲裁委員会の仲裁委員の任命に適用されるUNCITRAL仲裁規則を準用する。この場合において、UNCITRAL仲裁規則中の任命権者は、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長とする。同事務総長がいずれか一方の締約国の国民である場合又はこの任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務次長に対し仲裁委員の任命を行いうよう要請する。

5 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第三の仲裁委員の選定の日から百八十日以内に全ての文書の提出が行われ、かつ、全ての弁論が終了しなければならない。仲裁委員会は、この協定及び対象となる事項に適用可能な国際法の規則に基づき、最後の文書の提出の日又は弁論の終結の日のうちいずれか遅

い方の日から六十日以内に投票の過半数による議決で紛争について決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

6 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて、当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 協議及び交渉により、申立人が被申立人に対して書面による協議及び交渉の要請を行つた日から六箇月以内に投資紛争が解決されない場合には、当該申立人は、この条の規定に従い、次の(a)及び(b)の事項から成る請求を仲裁に付託することができる。

(a) 第九条、第十八条及び第二十条の規定に基づく義務を除くほか、当該被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(b) (a)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

- (a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所
- (b) 各請求について、違反があつたとされる前章の条項その他関連する条項
- (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠
- (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4 申立人が被申立人に対して書面による協議及び交渉の要請を行つた日から六箇月が経過したことを条件として、当該申立人は、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

- (a) I C S I D条約による仲裁。ただし、両締約国がI C S I D条約の当事国である場合に限る。
- (b) I C S I D追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがI C S I D条約の当事国である場合に限る。

(c) U N C I T R A L 仲裁規則による仲裁

(d) 紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a) I C S I D 条約第三十六条1に規定する仲裁の請求をI C S I D事務局長が受領した時

(b) I C S I D 追加的制度規則付表C第二条に規定する仲裁の請求をI C S I D事務局長が受領した時

(c) U N C I T R A L 仲裁規則第三条に規定する仲裁に関する通知を、U N C I T R A L 仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d) 4(d)の規定により、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 (a) 各締約国は、この条の規定による仲裁にこの協定の規定に従つて請求を付託することに同意する。

(b) (a)の規定による同意及びこの条の規定による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものとする。

(i) I C S I D条約第二章の規定又はI C S I D追加的制度規則の規定であつて、両当事者の書面による同意に関するもの

(ii) 書面による合意に関するニ ュー ヨー ク条約第二条の規定

7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が、2の規定により主張される違反が発生したこと及び当該申立人が損失又は損害を被つたことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a) 申立人が、この条に定める手続に従つて仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b) 申立人が、いずれか一方の締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、このような仕組みにより紛争の対象となる事項に関する判決又は裁定が下される前に、2(a)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9 8(b)の規定に従つて行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7及び8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、適用されなくなる。

10 8(b)の規定にかかわらず、申立人は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11 4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従い、係争中の事案について決定する。

12 被申立人は、この条の規定に基づく仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する墳補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

13 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

- (a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。
- (b) 違反があった場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、申立人及びその投資財産に関し、被申立人の法令に基づく義務に当該被申立人が違反したかどうかに関する決定を下してはならない。ただし、この規定は、(a)に規定する仲裁廷の権限を害するものではない。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、関係する仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。

14 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失すことなく公に入手可能なものにすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いづれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報

(d) その開示が法令の実施を妨げる情報

(e) その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該被申立人が認める情報

15 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

16 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められて
いる国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨー
ク条約を含む。）に従つて執行される。

第二十五条 文書の送達

1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a) 日本国については、外務省経済局

(b) イスラエル国については、財務省国際部又はその後継機関

2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に
通報する。

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章 合同委員会

第二十六条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。
- (b) 第八条1の規定に従つて維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。
- (c) 第八条2の規定に従つて採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家により良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。
- (d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に関するものについて情報を交換し、及び討議すること。
- (e) 投資に関する合意に関して、いづれかの締約国が提起するあらゆる問題について検討すること。

(f) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に對して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すると及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に對して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、一方の締約国の要請があつた場合には、会合する。

第四章 最終規定

第二十七条 見出し

この協定中の章及び条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 最終規定

- 1　両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて書面により相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。
- 2　いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。
- 3　両締約国は、いずれか一方の締約国の要請により、この協定のいかなる改正についても合意することができる。いかなる改正も、両締約国によりそれぞれの国内手続に従つて承認され、両締約国が合意する日に効力を生ずるものとし、その後はこの協定の不可分の一部を成す。
- 4　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従つて形成されたものについても適用する。
- 5　この協定の終了の日の前に形成された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日か

ら更に十年の期間引き続き効力を有する。

6 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する紛争については、適用しない。

7 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年二月一日に東京で、英語により本書一通を作成した。

日本国に代わる日本国政府のために

岸田文雄

イスラエル国に代わるイスラエル国政府のために

M・カハロン

附属書 I 第八条1(a)に規定する現行の適合しない措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第八条1(a)の規定に従つて記載するものである。

- (a) 第二条
- (b) 第三条
- (c) 第六条
- (d) 第七条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別的小分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であつて国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものと透明性の観点からのみ示す。

- (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第八条1(a)の規定に従つて、掲げられた措置について適用しないものを特定する。
- (e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しております、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
- (f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。
- 3 留保事項の解釈に当たつては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

		一	
		分野	小分野
		産業分類	農業
概要	措置	J S I C ○一	農業
関連する義務	内国民待遇（第二条）	J S I C ○二	林業
内国民待遇（第二条）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条	J S I C ○三	漁業（水産養殖業を除く。）
内国民待遇（第二条）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三条	J S I C ○四	水産養殖業
内国民待遇（第二条）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三条	J S I C 六三二四	農業協同組合
内国民待遇（第二条）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三条	J S I C 六三二五	漁業協同組合、水産加工業協同組合
内国民待遇（第二条）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三条	J S I C 八七一	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
内国民待遇（第二条）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三条		
			農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書IIの日本国の表の留保事項八に規定するものを除く。）

四	三	二		
小分野	概要 措置 関連する義務 産業分類	分野 小分野 分野 小分野 分野 熱供給業	関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類
情報通信業 電気通信業	JSIC 六二二 銀行（中央銀行を除く。） JSIC 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。	JSIC 三五一 熱供給業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	熱供給業	JSIC 六二二 銀行（中央銀行を除く。） JSIC 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。

五		関連する義務	措置概要	産業分類
小分野	分野			
J S I C 三七一九	その他の固定電気通信業	経営幹部及び取締役会（第七条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三 電気通信に附帯するサービス業
J S I C 三七一一	地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）	内国民待遇（第二条）	内国民待遇（第二条）	

			六	
概要 措置 概要 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 措置 概要 内国民待遇（第二条）	J S I C 三七二一 移動電気通信業 J S I C 四〇一 インターネット付随サービス業 注 J S I C 三七一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。	

事業所において行われる経済活動をいう。

事業分類	小分野	分野
JSIC 一六九四	JSIC 二〇一	製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業
JSIC 一九二	JSIC 二〇二	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ゼラチン・接着剤製造業
JSIC 二〇三	JSIC 二〇四	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 工業用革製品製造業（手袋を除く。）
JSIC 二〇五	JSIC 二〇六	革製履物用材料・同附属品製造業 革製履物製造業
JSIC 二〇七	JSIC 二〇八	革製手袋製造業 かばん製造業
JSIC 二〇九九	JSIC 三二五三	袋物製造業 毛皮製造業 運動用具製造業
JSIC 三二五三	その他	その他のなめし革製品製造業

注1 JSIC一一八九又は三二五三の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。

注2 JSIC一六九四の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、動物系接着剤

九 分野 産業分類	八 分野 産業分類 関連する義務	七 概要 措置 内国民待遇（第二条）	六 関連する義務 措置 内国民待遇（第二条）
JSIC ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。
JSIC ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

関連する義務	措置概要	十		
分野	小分野	産業分類		
内国民待遇（第二条）	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章	石油業	J S I C ○五三	原油・天然ガス鉱業
	日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。		J S I C 一七一	石油精製業
			J S I C 一七二	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
			J S I C 一七四	舗装材料製造業
			J S I C 一七九九	その他の石油製品・石炭製品製造業
			J S I C 四七一一	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
			J S I C 四七二一	冷蔵倉庫業
			J S I C 五三三一	石油卸売業
			J S I C 六〇五一	ガソリンスタンド
			J S I C 六〇五二	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
			J S I C 九二九九	他に分類されないその他の事業サービス業
注 1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。				
注 2 J S I C 九二九九の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、液化石油ガス				

十二	十一	関連する義務			
小分野	概要	措置	分野	概要	措置
小分野	産業分類	関連する義務	小分野	警備業	内国民待遇（第二条）
運輸業 航空運輸業	J S I C 九二三 警備業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがつて、これらの製品の製造に対する投資について、同法に基づく事前届出は必要とされない。	警備業	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。

産業分類	J S I C	四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
関連する義務		
措置		
内国民待遇（第二条）	J S I C 四六一一	航空運送業
最惠国待遇（第三条）		
経営幹部及び取締役会（第七条）		
外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章		
1 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。		
(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する		

		十三		
措置	関連する義務	産業分類	分野	
J S I C 経営幹部及び取締役会（第七条）	内国民待遇（第二条）	航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	小分野 分野	持株会社等についても適用する。 3 日本国の航空運送事業者又は日本国のある航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、 (a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式 を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合 において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該 請求を拒むことができる。 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けな ければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又 は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間に於いて航空の用に供してはならない。
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条				

十四		概要
関連する義務 小分野 産業分類		<p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至つたときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>
内国民待遇（第二条）	運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）	

措置 概要	十五
措置 分野 小分野 産業分類 関連する義務	経営幹部及び取締役会（第七条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 日本国の国籍を有しない自然人 (a) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (b) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (c) (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）

		十六		
概要	措置	関連する義務	分野 小分野 産業分類	概要
			運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を	<p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p>

概要	措置	関連する義務	分野 小分野 産業分類	十七	當むことはできない。
概要	措置	関連する義務	分野 小分野 産業分類		
1 する外国投資家について適用する。	1 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうと	1 内国民待遇（第二条） 1 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 1 J S I C 四二一 鉄道業 1 鉄道業 1 運輸業	1 鉄道業 1 鐵道業 1 鐵道業 1 鐵道業 1 鐵道業		(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を當むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。

十九		十八	
分野 産業分類		分野 産業分類 関連する義務	
J S I C 四五三	水運業 内陸水運業	概要 措置 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業 への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合 旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外 国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。	分野 小分野 運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業 への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合 旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外 国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

二十一	二十	関連する義務 内国民待遇（第二条）
分野	概要 措置 関連する義務 産業分類	概要 措置
上水道業	<p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条</p> <p>日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>	<p>J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 　　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>

一		分野 小分野 産業分類	関連する義務	措置	概要
概要	措置				
内国民待遇（第二条）	獸医学				
獸醫師法（千九百九十一年）第五条及び第十七条	内国民待遇（第二条）				

1 獣醫師の免許を取得するためには、イスラエル国（以下この表において「イスラエル」という。）の国籍又は永住権が必要とされる。

2 イスラエルの国民又は永住者でない外国の獣醫師は、獣医学において助言、教育及び研究を行うためには、農業省の許可を取得する。

イスラエル国の表

小分野	産業分類	関連する義務	措置	概要
J S I C 三六一一 上水道業	内国民待遇（第二条）	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。		

分野 小分野 産業分類	関連する義務	措置	概要
運輸業 自動車	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 商品及びサービスに関する監督命令（自動車の輸入及び自動車に関するサービス）（千九百七十八年）第三条	商品及びサービスに関する監督命令（自動車の輸入及び自動車に関するサービス）（千九百七十八年）第三条	自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二千十六年）第二条、第二十条、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第六十八条、第九十七条、第九十八条、第一百三十六条、第一百四十三条及び第一百四十九条 会社法（千九百九十九年）第一条
自動車分野 小分野 産業分類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 商品及びサービスに関する監督命令（自動車の輸入及び自動車に関するサービス）（千九百七十八年）第三条	商品及びサービスに関する監督命令（自動車の輸入及び自動車に関するサービス）（千九百七十八年）第三条	自動車を商業的に輸入するためには、免許が必要とされる。免許を申請する企業において、代表取締役及び少なくとも一人の会社法（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者は、イスラエルの国民又は永住者とする。 2 自動車を製造し、及び販売し、又はその貿易を行うためには、免許が必要とされ、また、当該免許を有する者は、次のいずれかの者でなければならない。 (a) 個人企業であるイスラエルの国民又は永住者 (b) イスラエルにおいて登記された企業であつて、代表取締役及び少なくとも一人の会社法

(千九百九十九年) 第一条に規定する利害関係を有する者がイスラエルの国民又は永住者であるもの

3 自動車の個人による輸入を仲介するためには、免許が必要とされ、また、当該免許を有する者は、次のいずれかの者でなければならない。

(a) 個人企業であるイスラエルの国民又は永住者

(b) (a) 個人企業であるイスラエルの国民又は永住者（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者がイスラエルの国民又は永住者であるものの従業員

4 自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二千十六年）第二条に規定する運輸業に連する製品を製造するためには、免許が必要とされ、また、当該免許を有する者は、次のいずれかの者でなければならない。

(a) 個人企業

(b) イスラエルにおいて登記された企業であって、代表取締役及び少なくとも一人の会社法（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者がイスラエルの国民又は永住者であるもの

5 イスラエルは、自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二千十六年）第九十七条に規定する特定の運輸業に関連する製品がイスラエルの市場のみにおける販売のために製造されることを決定することができる。

6 自動車査定士の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。

7 自動車サービスセンター（自動車整備工場）の専門的な経営者としての免許を取得するため

三	
分野 小分野 産業分類	
運輸業 運転免許及び道路輸送サービス（旅客運送サービス及び自動車整備安全管理者を含む。）	<p>には、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされ、また、自動車整備工場を運営するためには、少なくとも一人の免許を有する専門的な経営者が当該自動車整備工場において勤務することが必要とされる。</p> <p>注1 自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二千十六年）第二条に規定する「運輸業に関連する製品」とは、附属品、部品、部品の組合せ、器具（自動車整備工場又は製造者のみが使用する作業工具である器具を除く。）、機器又は液体、固体若しくは気体の物質であつて、自動車の組立て、保守若しくは適切な運転、自動車若しくは使用者の安全の確保又は使用者の便宜のために用いられるもの又は用いられることを目的とするものをいう。</p> <p>注2 この表の適用上、代表取締役は、最高経営責任者と同等の地位であることが了解される。</p> <p>注3 この表の適用上、会社法（千九百九十九年）第一条に規定する「利害関係を有する者」とは、次のいずれかの者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 実質的な株主 (b) 一又は二以上の取締役又は代表取締役を任命する権限を有する者 (c) 企業において取締役又は代表取締役として勤務する者

関連する義務	内国民待遇（第二条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	道路輸送規則（千九百六十一年）第百七十五条から第百九十条まで、第二百十三条から第二百三十条Hまで、第二百十六条、第二百二十二条、第二百二十二条A、第二百四十七条、第二百五十五条、第五百三十一条、第五百六十七条、第五百六十七条B及び第五百八十二条	道路輸送に関する政令第十四条	商品及びサービスに関する監督命令（タクシーメーターの購入、設置及び保守）（千九百八十四年）	会社法（千九百九十九年）第一条	概要	措置
内国民待遇（第二条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	道路輸送規則（千九百六十一年）第百七十五条から第百九十条まで、第二百十三条から第二百三十条Hまで、第二百十六条、第二百二十二条、第二百二十二条A、第二百四十七条、第二百五十五条、第五百三十一条、第五百六十七条、第五百六十七条B及び第五百八十二条	道路輸送に関する政令第十四条	商品及びサービスに関する監督命令（タクシーメーターの購入、設置及び保守）（千九百八十四年）	会社法（千九百九十九年）第一条	概要	内国民待遇（第二条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）

五		四		
措置	関連する義務	概要	措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 海運法（海洋船舶）（千九百六十年）	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 海運法（海洋船舶）（千九百六十年）	1 貨物運送の免許を申請する個人及び貨物運送業の事業者は、イスラエルの国民又は永住者とする。 2 貨物運送業の専門的な経営者は、イスラエルの国民又は永住者とする。	輸送サービス法（千九百九十七年） 貨物サービス規則（二千一年）第二条及び第二十四条	道路貨物運送サービス業 運輸業

六	
小分野	概要
運輸業 航空輸送業及び航空輸送の国内営業	<p>港湾に関する政令（千九百七十一年）</p> <p>港湾に関する規則（航行の安全）（千九百八十二年）</p> <p>海運法（船員）（千九百七十三年）</p> <p>海事規則（船員）（二千二年）</p> <p>海事規則（船員）（船舶及び引き船へのイスラエルの船員の配属）（二千十六年）</p> <p>海運港湾当局法（二千四年）</p> <p>海運法（イスラエルの管理下にある外国の海洋船舶）（二千五年）</p> <p>1 イスラエルの船舶登録簿に登録し、及びイスラエルの国旗を掲げるためには、イスラエルの国民若しくはイスラエルに設立される企業又はイスラエルによる船舶の所有権の過半数の保有が必要とされる（「イスラエルの船舶」）。</p> <p>2 イスラエルの国民若しくは永住者又はイスラエルに設立される企業が支配する外国船舶は、海運法（イスラエルの管理下にある外国の海洋船舶）（二千五年）に従つてイスラエルにおいて登録される（「外国船舶」）。</p> <p>3 イスラエルの船舶又は2に規定する外国船舶を運航するためには、イスラエルの船員が必要とされる。</p> <p>4 船員としての免許を受けるためには、イスラエルの国籍が必要とされる。非居住者に対する免許の付与は、海運港湾管理者による事前の承認を条件とする。</p>

七	
関連する義務 産業分類 小分野 分野 関連する義務	概要 措置
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（二千十一年） 航空サービス免許法（千九百六十三年） 空港当局法（千九百七十七年） 航空規則（航空機の運航及び飛行規則）（千九百八十一年） 1 イスラエルの航空会社を運営し、又はイスラエルの航空機を運航するための免許は、次のいずれかの者に付与される。 （a）イスラエルの国外で主たる事業活動を行わないイスラエルの永住者 （b）イスラエルの国内で主たる事業活動を行うイスラエルの国民 （c）イスラエルにおいて設立される企業であつて、イスラエルの国民若しくは永住者又はイスラエルが当事国である国際航空条約に従つて支配され、及び所有される企業が直接に支配するもの 2 航空輸送の国内営業については、イスラエルの航空機によつてのみ運航する。 電子署名に関する事項	

措置 概要	八 分野 小分野 産業分類 関連する義務	九 分野 小分野 産業分類 関連する義務
<p>電子署名法（二千一年）第十一條及び第二十二條</p> <p>1 「電子証明書の外国の発行者」の登録は、電子署名法（二千一年）に定める追加的条件の対象となり得る。</p> <p>2 「電子証明書の外国の発行者」以外の電子証明書の発行者の登録には、イスラエルの国民若しくは永住者又はイスラエルにおいて設立される企業であつてイスラエルに主たる業務及び事業の中心地を有するものであることが必要とされる。</p>	<p>観光業</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>観光サービス規則（観光ガイド）（千九百六十七年）第二条</p> <p>観光サービス法（千九百七十六年）第三条</p> <p>観光ガイドの免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</p>	<p>農業</p> <p>漁業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>漁業規則（千九百三十七年）第二条から第三条まで</p>

十		概要
分野		漁業免許の発給、継続及び変更には、農業省の承認が必要とされる。イスラエルは、漁業規則（千九百三十七年）に基づき、外国の国民又は企業に対して漁業免許を発給しない権利を留保する。
小分野		
産業分類		
関連する義務		
通信業		
国内用固定回線サービス、国際通信サービス並びに無線通信サービス及び携帯電話サービス		
内国民待遇（第二条）		
経営幹部及び取締役会（第七条）		
通信規則（電気通信及び放送）（国内用固定回線電気通信サービスの提供のための包括免許を取得するための手続及び条件）（二千年）第十一條		
通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年）第四条から第四条Hまで及び第六条から第七条まで		
通信規則（電気通信及び放送）（統合された包括免許を取得するための手續及び条件）（二千零一年）第十条		
1 国内用固定回線サービスを提供する企業において、		
(a) 外国人による持分は、八十パーセントに制限される。		
(b) 取締役の七十五パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。		
(c) 代表取締役は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。		
2 国際通信サービスを提供する企業において、		

十一						
措置	関連する義務	産業分類	小分野	分野	通信業	
まで	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 放送機関法（千九百六十五年）第四十四条Cから第四十四条Fまで 通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年）第四条から第四条Hまで及び第六条から第七条	放送業	放送業	通信業	3 (a) 外国人による持分は、八十パーセントに制限される。 (b) 取締役の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。 (c) 当該企業は、イスラエルにおいて設立されるものとし、イスラエルに主たる業務及び事業の中心地を有するものとする。	外国人による持分は、七十四パーセントに制限される。 取締役の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。 代表取締役は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。 (d) 当該企業は、イスラエルにおいて設立されるものとし、イスラエルに主たる業務及び事業の中心地を有するものとする。

概要

通信規則（衛星放送免許に関する条件）（千九百九十八年）第十三条、第二十条及び第二十一条
テレビ・ラジオ第二機関法（千九百九十年）第四十一条及び第五十九条
公共放送法（二千十四年）第六十四条

- 1 有線放送免許を有する企業において支配の手段の少なくとも二十六パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民が保有する。免許は、外国政府が株式を保有する企業に対して付与されない。ただし、通信大臣は、免許を有する企業において、外国政府が株式を保有する企業による十パーセントまでの株式の間接的な保有を認めることができる。
- 2 衛星放送免許を有する企業において、
 - (a) 支配の手段の少なくとも二十六パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民が保有する。
 - (b) 主たる業務及び事業の中心地は、イスラエルに所在する。
 - (c) 取締役及び同等の地位にある者の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。
- (d) 代表取締役及び同等の幹部の地位にある者は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。
- 3 商業的なテレビ放送及び地方のラジオ放送の運営のための特許を有する者における支配の手段の少なくとも五十一パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民が保有しなければならない。
- 4 テレビ放送（衛星放送及び有線放送を含む。）に関し、免許又は特許に基づいて運営される放送を行う企業は、その年次予算の一定の額を「措置」に掲げる法令に規定する現地における

十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務	制作のために使用し、そのように制作されたものを放送することを約束する。
十三	措置 概要 分野 小分野 産業分類 関連する義務	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>弁護士協会法（千九百六十一年）第二十条、第四十二条及び第九十八条から第九十八条Mまで</p> <p>1 外国の法律事務所の支店は、弁護士協会法（千九百六十一年）に規定する少なくとも一人のイスラエルの免許を有する弁護士又は外国人の弁護士を雇用し、及び同法に定める条件に従う場合に限り、イスラエルに設立することができる。</p> <p>2 イスラエルの弁護士としての免許を取得するためには、イスラエルの国籍若しくは永住権又はイスラエルにおける一時的な居住が必要とされる。</p>
	探偵サービス	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>私立探偵及び警備サービス法（千九百七十二年）第四条、第九条から第十一条まで及び第十三条</p> <p>1 私立探偵の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権を必要とする。</p>

分野 小分野	分野 小分野	産業分類	関連する義務	措置	概要
2 探偵企業の所有権は、免許を有する私立探偵のみが保有することができる。	金融サービス 税理士、通関士、保険業、ノンバンクの信用機関、公衆からの預金その他戻しを要する資金の受入れ、決済サービス	内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 通関士法（千九百六十四年）第四条 金融サービス監督法（年金に関するコンサルタント業、マーケティング及び清算）（二千五年） 第五条及び第六条 税理士による代理の規制法（二千五年）第十条 金融サービス監督法（規制される金融サービス）（二千六年）	内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 通関士法（千九百六十四年）第四条 金融サービス監督法（年金に関するコンサルタント業、マーケティング及び清算）（二千五年） 第五条及び第六条 税理士による代理の規制法（二千五年）第十条 金融サービス監督法（規制される金融サービス）（二千六年）	内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 通関士法（千九百六十四年）第四条 金融サービス監督法（年金に関するコンサルタント業、マーケティング及び清算）（二千五年） 第五条及び第六条 税理士による代理の規制法（二千五年）第十条 金融サービス監督法（規制される金融サービス）（二千六年）	1 税理士の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。 2 通関士の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。 3 年金保険のコンサルタント又は代理人の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。 4 次の小分野における金融サービスの個人の提供者及び免許を有する個人は、イスラエルの国民又は永住者とし、また、当該サービスを提供する免許を有する企業は、地位を有する者であつて、イスラエルの国民又は永住者であるものを少なくとも一人任命する。

			十五										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">概要</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">分野</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">小分野</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">産業分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">関連する義務 措置</td> <td style="padding: 5px;">金融業</td> <td style="padding: 5px;">決済サービス及び清算サービス</td> <td style="padding: 5px;">内国民待遇（第二条）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">証券法（千九百六十八年）</td> <td style="padding: 5px;">テルアビブ証券取引所・手形交換所規則第一部第二章第二条</td> <td style="padding: 5px;">テルアビブ証券取引所・手形交換所規則第一部第二章第二条</td> <td style="padding: 5px;">1 テルアビブ証券取引所（TASE）における決済サービス及び清算サービスは、TASEの会員であり、かつ、イスラエルに設立される企業によつて提供されなければならない。 2 TASEの外国会員の資格（遠隔会員の資格）は、関連する規制の要件を満たす場合において取得が可能となる。 3 TASEの遠隔会員は、TASEの決済サービス及び清算サービスを提供することができない。</td> </tr> </tbody> </table>	概要	分野	小分野	産業分類	関連する義務 措置	金融業	決済サービス及び清算サービス	内国民待遇（第二条）	証券法（千九百六十八年）	テルアビブ証券取引所・手形交換所規則第一部第二章第二条	テルアビブ証券取引所・手形交換所規則第一部第二章第二条	1 テルアビブ証券取引所（TASE）における決済サービス及び清算サービスは、TASEの会員であり、かつ、イスラエルに設立される企業によつて提供されなければならない。 2 TASEの外国会員の資格（遠隔会員の資格）は、関連する規制の要件を満たす場合において取得が可能となる。 3 TASEの遠隔会員は、TASEの決済サービス及び清算サービスを提供することができない。	<p>(a) ノンバンクの信用サービス 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ（金融資産の保管及び運営を含む。） 決済サービス（送金及び通貨の交換を含む。）</p> <p>(b) (c) (a) この表（留保事項十六を除く。）の適用上、「地位を有する者」とは、代表取締役、最高業務責任者、代表取締役代理、副代表取締役若しくは他の同等の地位にある者、取締役又は代表取締役に対して直接報告を行う他の職員であつて、会社法（千九百九十九年）第一条に規定するものをいう。</p>
概要	分野	小分野	産業分類										
関連する義務 措置	金融業	決済サービス及び清算サービス	内国民待遇（第二条）										
証券法（千九百六十八年）	テルアビブ証券取引所・手形交換所規則第一部第二章第二条	テルアビブ証券取引所・手形交換所規則第一部第二章第二条	1 テルアビブ証券取引所（TASE）における決済サービス及び清算サービスは、TASEの会員であり、かつ、イスラエルに設立される企業によつて提供されなければならない。 2 TASEの外国会員の資格（遠隔会員の資格）は、関連する規制の要件を満たす場合において取得が可能となる。 3 TASEの遠隔会員は、TASEの決済サービス及び清算サービスを提供することができない。										

十七	十六
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	郵便サービス、クーリエ・サービス及び金融サービス 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
土地測量業 内国民待遇（第二条） 土地測量技師規則（千九百八十二年）第三条 測量に関する政令（千九百二十九年）第三条	<p>特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>郵便法（千九百八十六年）第一条から第一条Hまで、第五条Aから第五条Cまで及び第八十八条Uから第八十八条Uまで</p> <p>イスラエル郵便会社一般免許（二千十五年）第四十二条及び付録c イスラエル郵便会社一般免許（二千十五年）に基づいて郵便サービス、クーリエ・サービス及び金融サービスを行う免許を有する者における取締役及びイスラエル郵便会社一般免許（二千十五年）付録cに規定する地位を有する者の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民であつて、保安上の認可を有するものとする。</p>

概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務	十八	十九
措置 概要 措置 会社法（千九百九十九年）第二百三十九条及び第二百四十条	経営幹部及び取締役会（第七条） 公開企業又は公衆に対して債券を発行した企業（以下「社債企業」という。）は、その取締役会において、イスラエルの国民又は永住者である少なくとも二人の社外取締役を任命する。ただし、公開企業又は社債企業であって、その株式若しくは債務若しくはこれら的一部がイスラエルの国外において一般に公開されたもの又はイスラエルの国外の証券取引所に登録されているものは、イスラエルの国民又は永住者でない社外取締役を任命することができる。	会社法（千九百九十九年）第三百五十条から第三百五十一条まで	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 破産に関する政令（千九百八十年） 会社法（千九百九十九年）第三百五十条から第三百五十一条まで 会社に関する政令（千九百八十三年）
会社法（千九百九十九年）第三百五十条から第三百五十一条まで	会社に関する政令（千九百八十三年）	会社法（千九百九十九年）第三百五十条から第三百五十一条まで	会社に関する政令（千九百八十三年）

二十	概要
措置 関連する義務	1 投資家又は投資財産が、破産又は支払不能を宣言され、及び債務の再編の手続の対象となる場合には、イスラエルは、当該手続に必要な範囲内で、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転を要求することができる。 2 投資家又は投資財産が、破産又は支払不能を宣言され、及び債務の再編の手續の対象となる企業又は個人とのライセンス契約であつて、この協定第六条1(h)に規定するものの当事者である場合には、イスラエルは、当該ライセンス契約の期間の継続及び当該契約の解除又は拒否を要求することができる。
産業分類	全ての分野
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 危険物質法（千九百九十三年） アスベストの危険及び損害を与える粉じんの防止法（二千十一年） 電気機器及び電子機器並びに電池の環境に配慮した処理法（二千十二年） 水に関する法（千九百五十九年） 危険物質規則（危険物質の輸出入）（千九百九十四年） 害虫防除方法規制法（二千十六年） こん包材料取扱法（二千十一年）	

二十一		概要
概要 措置 関連する義務	分野 小分野 産業分類	
<p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>民間雇用請負業者による労働者雇用法（千九百九十六年）</p> <p>会社法（千九百九十九年）第一条</p> <p>建物の清掃サービスにおいて労働者を雇用する民間雇用請負企業は、地位を有する者であつて、イスラエルの国民又は永住者であるものを少なくとも一人任命する。</p>	<p>雇用請負サービス</p> <p>建物の清掃サービス</p>	<p>1 危険物質取扱者の許可を受けるためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</p> <p>2 電気機器及び電子機器並びに電池の環境に配慮した処理のための廃棄物処分を行う企業は、イスラエルの国民又は永住者のみを雇用する。</p> <p>3 害虫防除者の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</p> <p>4 アスベストの回収及び処理のための許可を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。</p> <p>5 アスベストの解体又は除去を行うアスベストの請負業者の少なくとも一人の従業員は、イスラエルの国民又は永住者とする。</p> <p>6 こん包材料の廃棄物の輸出は、こん包材料取扱法（二千十一年）に従つて再生利用の目標の一二十パーセントに制限される。</p> <p>7 危険物質の輸出許可を取得するためには、環境保護省による承認が必要とされる。</p>

附属書II 第八条2に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たに若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第八条2の規定に従つて記載するものである。

- (a) 第二条
- (b) 第三条
- (c) 第六条
- (d) 第七条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であつて国内産

業分類又は国際産業分類の下で行われるものと透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第八条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を透明性の観点から明示する。

3 留保事項の解釈に当たつては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

(a) 「J S I C」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）の番号をいう。

日本国の表

一 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要		全 て の 分 野
		内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条）
<p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) イスラエル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) イスラエル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 		
現行の措置		

三	二
分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 関連する義務
現行の措置	内国民待遇（第二条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 指定された企業又は政府機関（以下この留保事項において「企業等」という。）にのみ認められている日本における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たゞこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(a) 航空 最惠国待遇（第三条） 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に關係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野

五	四		
関連する義務 産業分類	分野 小分野	分野 小分野 産業分類	現行の措置
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）	航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業	内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 補助金については、イスラエル国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠国待遇を与えないことができる。	(c) (b) 漁業 海事（海難救助を含む。）
		全ての分野	

七	六	概要 現行の措置
分野 小分野	産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業
ガス業 電気業 エネルギー産業	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業

関連する義務	分野 小分野 産業分類	概要 現行の措置	産業分類 関連する義務
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 JSIC ○三一 海面漁業 JSIC ○三二 内水面漁業 JSIC ○四一 海面養殖業 JSIC ○四二 内水面養殖業 JSIC 八〇九三 遊漁船業	原子力産業	八

九		
分野 産業分類	概要	現行の措置
J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）	経営幹部及び取締役会（第七条）	<p>日本国は、自国の領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保藏及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条</p> <p>排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>

		十			
		概要	分野 小分野 産業分類	関連する義務	関連する義務
現行の措置		内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	土地取引に関する事項	現行の措置	J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第五章及び第八章

		十一
概要	関連する義務 産業分類	十二
法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	<p>分野 小分野 産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最惠国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>分野 小分野 産業分類</p> <p>現行の措置</p> <p>概要</p>

イスラエル国の表

二 産業分類	一 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	土地及び不動産に関する事項 内国民待遇（第二条） 外国の国民又は外国の国民が支配する企業による土地及び不動産に対する権利の取得は、イスラエル土地庁審議会が事前に承認することを条件とする。 イスラエル土地法（千九百六十年）
分野 小分野 運輸業 空港及び港		

現行の措置	保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。

三		関連する義務	概要	内国民待遇（第二条）
分野 小分野 産業分類	関連する義務	現行の措置		特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）	運輸業 軽量鉄道	海運港湾当局法（二千四年） 港湾に関する政令（千九百七十一年） 海運及び港湾に関する命令（エイラート港湾株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千十二年） 空港当局法（千九百七十七年）	イスラエル国（以下この表において「イスラエル」という。）は、空港及び港に関する措置（建設、地上取扱業務並びに空港及び港で提供し、又は運営するサービスを含むものとし、海運港湾当局法（二千四年）に規定する港湾開発資産会社、港湾会社及び承認された会社を国家の重要な利益に関する命令又は他のあらゆる制限に従わせるものを含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）

概要	現行の措置	四	五
分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要	現行の措置
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	内航海運業 運輸業	イスラエルは、軽量鉄道に関する措置（軽量鉄道に関連する製造及びサービスを含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。 鉄道に関する政令（千九百七十二年）	道路輸送補助サービス及び旅客運送 CPC 七四四 CPC 七一二 その他の定期旅客運送 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、道路輸送補助サービス及び旅客運送に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この留保事項は、乗合用バス及びその部品の製造を含まない。

七	六	概要
小分野 分野	現行の措置 概要 関連する義務	現行の措置
流通サービス	<p>イスラエルは、内航海運業に関する措置であつて、内国民待遇又は内航海運業に従事する船舶の船員の雇用に関するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>内航海運法（外国の海洋船舶に対する許可）（二千五年） 内航海運に関する政令（外国の海洋船舶に対する許可）（許可の申請）（二千十二年）</p> <p>人の健康、教育、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>イスラエルは、人の健康（健康に関する機関、機器、サービス、データの交換及び製品を含む。）、教育、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス（所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公営住宅及び保育を含む。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、この社会事業サービスは、公共の目的のために設立され、又は維持される範囲内に限る。</p>	

概要	関連する義務	産業分類
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	内国民待遇（第二条）	C P C 六二一一二 食品、飲料及びたばこの手数料の支払又は契約に基づく販売
経営幹部及び取締役会（第七条）	内国民待遇（第二条）	C P C 六二一一三 燃料、金属、鉱石、木材、建築資材並びに工業用の及び技術的な化学物質の手数料の支払又は契約に基づく販売
(a) 次のいずれかの問屋サービス	内国民待遇（第二条）	C P C 六二一一七 医薬品、医療用品及び化粧品の手数料の支払又は契約に基づく販売
アルコール飲料及びたばこ	内国民待遇（第二条）	C P C 六二一二六 飲料の卸売サービス
燃料	内国民待遇（第二条）	C P C 六二二二八 たばこの卸売サービス
(ii) (i)	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	C P C 六二二二五 医薬品、医療用品及び化粧品の卸売サービス
医薬品、医療用品及び化粧品	内国民待遇（第二条）	C P C 六二二二七 農産物以外の中間製品の卸売サービス並びに再利用のための廃品、くず及び材料の卸売サービス
	内国民待遇（第二条）	C P C 六三一〇七 その場において消費されない飲料の小売販売
	内国民待遇（第二条）	C P C 六三一〇八 たばこの小売販売
	内国民待遇（第二条）	C P C 六三二一 医薬品、医療用品及び化粧品の小売販売

九	八		
分野	現行の措置 概要 関連する義務	分野 小分野 産業分類	現行の措置
金融サービス	最恵国待遇（第三条） イスラエルは、建設業の分野における企業に対する特定の有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	建設業	(b) 次のいずれかの卸売サービス (i) アルコール飲料 たばこ (ii) 医薬品、医療用品及び化粧品 (iii) 農産物以外の中間製品並びに再利用のための廃品、くず及び材料 (iv) 次のいずれかの食品の小売サービス 医薬品、医療用品及び化粧品 アルコール飲料 たばこ (d) 計画に関する事項及び建設業

十		小分野 産業分類 関連する義務
産業分類	分野 小分野	概要
郵便サービス及びクリエ・サービス	<p>現行の措置</p> <p>(g) (f) (e) (d) (c) (b) (a) イスラエルは、次の金融サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>信用を供与し、及び預金を受け入れる金融協同組合（信用組合）</p> <p>相互扶助のための無利子の貸付け及び預金を扱う機関</p> <p>クレジットカードの発行者及び取引の処理を行う者</p> <p>決済サービス提供者（PSP）</p> <p>クラウド・ファンディングのプラットフォーム</p> <p>信用情報データベース（信用情報機関）</p> <p>金融商品の仲立業及び証券業を行う者。仲立業及び証券業を行う者とは、証券を売買する事業を行う者又は会社であつて、仲立業者及び証券業者の双方の業務を行うものをいう。</p> <p>注 「無利子の貸付け及び預金を扱う機関」とは、三十以上の預金者を受け入れ、並びに預金サービス及び貸付金を双方とも無利子で提供することを認められた機関をいう。</p>	

十一		関連する義務
概要	現行の措置	内国民待遇（第二条）
小分野 産業分類 関連する義務	分野 技術的な試験及び分析のためのサービス 送水 林業に付随するサービス 人以外を対象とした健康に関するサービス 炭化水素、鉱物、石及び骨材の探査及び採掘、使用並びに販売 通信業 運輸業 エネルギー産業（天然ガス、石油及び電力を含む。）	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、五百グラム未満の物のための郵便サービス及びクーリエ・サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
概要 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 1 イスラエルは、「分野」に掲げる分野（エネルギー産業の分野を除く。）における特許又は免許の付与に関する措置（この協定第六条1(h)の規定に關係する措置を除く。）を採用し、又		

十二	現行の措置
概要 関連する義務 分野 小分野 産業分類	全ての分野 民営化 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 1 イスラエルは、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、地位を有する者又は特定の職員の国籍又は永住権に関する措置を採用し、又は維持すること。 (d) 後継企業の経営、主たる業務及び事業の中心地の場所を制限すること。

現行の措置

注 この表の適用上、「地位を有する者」とは、代表取締役、最高業務責任者、代表取締役代理、副代表取締役若しくは他の同等の地位にある者、取締役又は代表取締役に対して直接報告を行う他の職員であつて、会社法（千九百九十九年）第一条に規定するものをいう。さらに、代表取締役は、最高経営責任者と同等の地位であることが了解される。

2 指定された企業又は政府機関（以下この留保事項において「企業等」という。）にのみ認められているサービスの提供がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、イスラエルは、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

政府企業法（特別国家保有株式を含む。）（千九百七十五年）

政府の企業に関する政令（アシヨット・アシュケロン産業株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千五年）

政府の企業に関する政令（オイル・リファイナリーズ株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千七年）

政府の企業に関する政令（アシユドツド・オイル・リファイナリー株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千六年）

政府の企業に関する政令（エルアル・イスラエル航空株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千四年）

政府の企業に関する政令（エルアル・イスラエル航空株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千十六年）

イスラエル・ケミカル株式会社及びその子会社における特別国家保有株式

			十三	
			十二	
関連する義務 産業分類	小分野 分野	概要 関連する義務	小分野 分野 産業分類	全ての分野
内国民待遇（第二条）	通信業 衛星放送 有線放送 テレビ放送及びラジオ放送 衛星電気通信サービス	現行の措置 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） イスラエルは、社会的又は経済的に不利な立場にある集団（少数派、障害者、退役軍人及び戦死したイスラエルの兵士の一親等以内の家族を含む。）の利益及び周辺の地域の開発のための政策上の目的を推進する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	小分野 分野 産業分類	ツイム統合海運事業株式会社における特別国家保有株式 エルアル・イスラエル航空株式会社における特別国家保有株式

		十五		
概要		分野 小分野 産業分類	概要	現行の措置
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最惠国待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、補助金又は贈与（公的に支援される借款、保証又は保険を含む。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野 補助金及び贈与	経営幹部及び取締役会（第七条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	<p>1 衛星放送、有線放送、テレビ放送又はラジオ放送を運営する免許を有する者における取締役及び地位を有する者については、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされ、かつ、関連する規制機関による承認を条件とする。</p> <p>2 イスラエルは、伝送網の終端地点の間での声、データ、文章、音及びフル・モーション・ビデオの送信のための衛星通信施設に関する免許の付与並びに衛星システムによる消費者向けのテレビ番組及びラジオ番組の送信についてのサービスのための免許の付与に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

十七	十六	現行の措置
産業分類	分野 小分野	分野 小分野 産業分類
防衛産業	現行の措置	<p>現行の措置</p> <p>関連する義務</p> <p>概要</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>イスラエルは、二国間又は多数国間の協定又は取極に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空</p> <p>(b) 海事（捜索及び救助並びに海難救助を含む。）</p> <p>(c) 映画、映像及びテレビジョンにおける共同制作及び配給</p> <p>(d) 様々な分野における相互承認</p> <p>(e) 航空及び宇宙の分野における協力</p>

関連する義務	概要 現行の措置	十八
内国民待遇（第二条）	最惠国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、防衛産業の分野に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 防衛輸出管理法（二千七年） 防衛会社法（二千五年）	概要 分野 小分野 産業分類 関連する義務
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）	通信サービス	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）
(c) (a) イスラエルは、通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年）に規定する重要な通信サービスに関する一定のセーフガード措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 当該セーフガード措置には、次の事項を取り扱う措置を含む。 免許を有する者における支配、支配の手段又は地位を有する者を任命する能力 (b) 経営、主たる業務及び事業の中心地の場所 取締役、地位を有する者及び特定の職員		

現行の措置	十九
概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
現行の措置	全ての分野 経営幹部及び取締役会（第七条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
公的機関保安法（千九百九十八年） 政府決定第二千四百四十三号（二千十五年） 政府決定第二千四百四十四号（二千十五年）	1 公的機関保安法（千九百九十八年）に規定する公的機関における取締役、地位を有する者及び特定の職員並びにサイバーセキュリティに関する責任を有する特定の地位にある者は、イスラエルの国民又は永住者であり、かつ、適当な保安上の認可を有することが必要とされる。 2 イスラエルは、自国の領域において生産される物品若しくは提供されるサービスの購入若しくは使用を要求し、又はそれらを実施することを要求する権利を留保する。ただし、その要求が主にサイバーセキュリティに関連し、かつ、国家のサイバーセキュリティ政策に適合している場合に限る。

	二十
二十一	
概要 関連する義務 産業分類	分野 小分野 分野 小分野 産業分類 関連する義務 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、鉱業（りん酸塩の鉱業を含む。）、土石採取業並びに鉱業及び土石採取業に付随するサービス
概要 現行の措置 産業分類 関連する義務 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） イスラエルは、「小分野」に掲げる農業の分野に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	農業 酪農業（乳牛、やぎ及び羊による酪農業を含む。） 家きん及び卵 蜂蜜（養蜂業を含む。） 落花生

二十二	現行の措置
分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要
<p>エネルギー ガス（天然ガスを含む。） 石油</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>1 イスラエルは、天然ガスの分野に関する措置及び石油の分野における重要なサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 イスラエルは、石油法（千九百五十二年）に規定する石油に関する権利を保持する者に対し、国内における消費及び使用のために一定の量の石油又は石油製品を供給することを要求することができる。</p> <p>3 イスラエルは、石油分留物及び石油精製所並びに石油及び天然ガス（原油又は精油及び石油製品を含む。）のパイプライン輸送に関し、内国民待遇又は特定措置の履行要求に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>4 イスラエルは、液体又は気体の貯蔵、液体（石油又は液化ガス）又は気体の大規模な貯蔵サービス並びに石油及びガスの探査及び生産に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保</p>	<p>隨するサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>鉱業に関する政令</p>

二十三	現行の措置
概要 関連する義務	分野 小分野 産業分類
<p>する。</p> <p>政府決定第四百四十二号（二千十三年） 政府決定第四百七十六号（二千十五年） 政府決定第千四百六十五号（二千十六年） 天然ガス分野法（二千二年） ガス法（安全及び免許の付与）（千九百八十九年） 石油法（千九百五十二年） 陸上油田探査免許の付与に関する石油監督者のための指針</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>1 ガスの供給者、ガスの代理店又はガスの技術者若しくは技師の免許を申請する自然人は、イスラエルの国籍及びイスラエルにおける居住が必要とされる。 2 LPGの免許を有する企業における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされる。</p>	<p>エネルギー 液化石油ガス（LPG）</p>

二十四	現行の措置
概要 関連する義務 産業分類	分野 小分野 電力 エネルギー 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 1 電力市場法（千九百九十六年）に規定する重要なサービスを提供する電力サービスの提供者の免許を有する者は、次の条件に従うものとする。 (a) 当該免許を有する者は、イスラエルに居住するイスラエルの国民が支配する。 (b) イスラエルに居住する者以外の者が当該免許を有する者において直接又は間接に保有する支配の手段の上限の率は、国家基盤大臣の決定に従う。 (c) 当該免許を有する者における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であること
3 LPGの免許を有する企業における外国人による所有は、制限することができる。 4 外国のLPGの技術者は、期間が限定される免許の対象とすることができます。 5 イスラエルは、LPGの販売及び輸出に関し、特定措置の履行要求に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 ガス法（安全及び免許の付与）（千九百八十九年） 天然ガス分野法（二千二年）	

		二十五	
概要	分野 小分野 産業分類	現行の措置	
関連する義務	<p>身元関係事項の管理、生体測定技術並びに生体測定情報及びそのデータベース</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第七条）</p> <p>1 イスラエルは、身元関係事項の管理、生体測定技術並びに生体測定情報及びそのデータベースに関する次の事項の要求を課し、又は強制する権利を留保する。</p>	<p>2 送電、配電、給電又は発電の免許を受ける企業における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルに居住するイスラエルの国民（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが必要とされる。</p> <p>3 送電、配電、給電又は発電の免許を受ける企業における外国人による所有は、制限することができる。</p> <p>4 送電、配電、給電又は発電について、自然人が免許を取得するためには、イスラエルの国籍が必要とされる。</p> <p>5 売電の免許を有する者に対する外国の銀行による保証の承認は、電力公社の考慮に従う。</p> <p>電力市場法（千九百九十六年）</p> <p>電力公社の基準書</p>	<p>が必要とされる。</p>

二十六	
概要 関連する義務	現行の措置
分野 小分野 産業分類	廃棄物の処理
内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、有害廃棄物の処理及び廃棄物の国内における処理能力の開発に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	<p>2 身元関係事項の管理又は生体測定情報及びそのデータベースの管理について責任を有する企業における取締役、地位を有する者及び特定の職員は、イスラエルの国民又は永住者（一定の場合には、保安上の認可を有する者とする。）であることが要求されることがあり、また、当該企業は、イスラエルにおいて設立され、かつ、イスラエルにその主たる業務及び事業の中心地を有することが要求されることがある。</p> <p>(a) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 (b) 自国の領域において生産される物品又は提供されるサービスを購入し、又は利用すること。 (c) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること。</p>

現行の措置

—
—
—